

参考事例

- 夫** 会社員
- 妻** パート
- 子** 中学1年生
- 子** 小学6年生

夫は、令和3年度住民税均等割が課税されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け給料が減少し、令和3年8月分給与収入が170,000円であった。

また、**妻**はパート就労中で8月分の給与収入が80,000円である。

(**夫**) 8月分給与収入170,000円 × 12カ月 = 2,040,000円・・・推定年収

(**妻**) 8月分給与収入80,000円 × 12カ月 = 960,000円・・・推定年収

※年間収入が103万円以下のため扶養親族になる

(妻の推定年収)		(夫の推定年収)
960,000円	<	2,040,000円
(夫の推定年収)		(住民税均等割非課税給与収入限度額)
2,040,000円	<	<u>2,327,000円</u>

※収入が高い方が主たる生計維持者（今回は**夫**のほうが収入が高いので**夫**が主たる生計維持者）

夫は**妻**と子2人を扶養しているため、**夫**の扶養人数は、**夫+妻+子+子=4人**となる。



●住民税均等割非課税となる水準の収入目安

本人と扶養の合計人数	給与収入の場合の目安	
	年間(1月～12月)の収入限度額	月収の限度額
2人	146.9万円以下	約12.2万円以下
3人	187.7万円以下	約15.6万円以下
4人	232.7万円以下	約19.3万円以下
5人	277.7万円以下	約23.1万円以下
6人	322.7万円以下	約26.8万円以下

※扶養人数とは税法上の扶養親族のこと

主たる生計維持者である**夫**の推定年収が住民税均等割非課税限度額以下のため**支給可**

給付額 児童1人 50,000円 × 2人 = 100,000円

提出書類

- ・ 申請書
- ・ 申立書 給与収入の場合は（簡易な収入見込み額の申立書）
- ・ 申請者の身分証明書（免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ・ 受取口座を確認できる書類の写し（通帳またはキャッシュカードのコピー）
- ・ 夫と妻の8月分の給与明細

